

市立奈良病院運営市民会議開催要綱

【平成27年3月31日 告示第201号】

改正 平成29年4月4日告示第219号

改正 平成31年4月2日告示第191号

(趣旨)

第1条 市立奈良病院の運営等に関する協議を行い、もって地域の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、市立奈良病院運営市民会議（以下「市民会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 市民会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院の運営に関すること。
- (2) 病院に対する要望等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、市民会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師又は医療関係者
- (3) 公認会計士
- (4) 市民から公募した者
- (5) 福祉・保険団体関係者
- (6) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して市民会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 市民会議の参加者は、その互選により市民会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、市民会議の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求める

ものとする。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、医療政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(市立奈良病院運営市民会議設置要綱の廃止)

2 市立奈良病院運営市民会議設置要綱(平成17年奈良市告示第253号)は、廃止する。

(経過措置)

3 当分の間、第3条の規定により市民会議への参加を求める者は、この告示の施行の際、現に市立奈良病院運営市民会議設置要綱第3条第2項の規定により市民会議の委員に委嘱された者とする。

附 則(平成29年4月4日告示第219号)

この告示は、平成29年4月4日から施行する。

附 則(平成31年4月2日告示第191号)

この告示は、平成31年4月2日から施行する。